



発行
東京都

目次

告示

告示

公告

●東京都告示第九百十三号

令和七年第三回東京都議会定例会を、九月二十四日に招集する。

令和七年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第九百十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき東村山市廻田町四丁目土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

東村山市廻田町四丁目土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和七年九月十七日から令和十年九月三十日まで

三 施行地区

東村山市廻田町四丁目の一部

四 事務所の所在地

東村山市久米川町三丁目三十三番地三十二

五 設立認可の年月日

令和七年九月十七日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場及び東村山市役所の掲示場に掲示する。

●東京都告示第九百十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき八重洲二丁目北地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように

告示する。

令和七年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

八重洲二丁目北地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十九年四月十九日から令和七年九月三十日まで

三 施行地区

中央区八重洲二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区八重洲二丁目二番一号

平成二十九年四月十九日

五 変更の内容

事業施行期間を令和八年九月三十日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和七年九月十七日

●東京都告示第九百十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和五年九月十三日から令和十二年三月三十一日まで
施行地区

板橋区大山町地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

板橋区大山金井町五十六番九号T Mビル三階

令和五年九月十三日

五 変更の内容

事業施行期間を令和十六年三月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和七年九月十七日

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年
東京都条例第百八十一号）第五条第二号の規定により、青
少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のと
おり推奨する。

令和七年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

推奨番号 種類 名 称 制作者等 推奨理由

四九九 映画 みんな、お GUM株式 青少年を健全
しゃべり！ 会社 に育成する上
で有益である
と認める。

防災街区整備事業組合の理事長の就任について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
（平成九年法律第四十九号）第百四十八条第三項において
準用する都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第

二十八条第一項の規定により、池袋本町四丁目1・2番地
区防災街区整備事業組合から次に掲げる者が理事長に就任
した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告
する。

令和七年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名 網代 洋子

二 住所 千代田区九段北四丁目三番三十一号

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三二二）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

価 定

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三八二二）五二〇一（代）

郵便番号
113-0001

